イ　申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札
ウ　入札に関する条件に違反した入札
⑹　見積の提出期限までに見積が提出されない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとし、その者のした入札を無効とする。
⑺　提出された見積の金額と入札時に提出された工事費内訳明細書の金額との間に著しいかい離が認められ、開札後に再度ヒアリングを実施し、その妥当性が確認できない場合は、入札心得書第８条第１項第３号の規定に該当するものとして、その者の行った入札を無効とすることがある。
⑻　配置予定の監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。
なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理技術者等の変更を認めない。
⑼　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
⑽　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
⑾　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
⑿　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。
⒀　契約書作成の要否　原則として電子契約システムにより、別冊契約書案を元に契約書の作成を要するものとする。
ただし、受注予定者の責によらない通信環境等により電子契約システムにより難いものは、発注者に紙契約希望届を上記４⑴に提出し、紙契約に代えることができる。
紙契約とした場合は、別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。
⒁　技術提案の可否及び評価については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒂　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出する。
ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。
また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出する。
⒃　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒄　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵から⑷までに掲げる事項を満たしていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、上記２⑵から⑷までに掲げる事項を満たし、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒅　詳細は、入札説明書による。
6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity MIYAZAKI, Jun Director General, Hokkaido Defense Bureau, Japan Ministry of Defense
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract 2023 Construction of a new apartment building for government employees and other construction work in Nayoro, Hokkaido
⑷　Deadline for submission of applications and relevant qualifications by electronic bidding system Noon on August 25, 2023 (JST)
⑸　Deadline for submission of tenders by electronic bidding system 1 : 30 p.m. on October 10, 2023 (JST)
⑹　Contact point for tender documents Contract Division, Administration Department, Hokkaido Defense Bureau, Japan Ministry of Defense Address : Odori Nishi 12, Chuo-ku, Sapporo, Hokkaido 060―0042 Japan Phone : ＋81―11―272―7513 Fax : ＋81―11―280―0351

入札公示

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。
令和５年７月21日
分任支出負担行為担当官
関東地方整備局
東京国道事務所長　石井　宏明
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
1　業務概要
⑴　品目分類番号　42
⑵　業務名　Ｒ５国道15号品川駅西口基盤整備建築基本設計業務（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）
⑶　業務内容　本業務は、国道15号品川駅西口基盤整備における交通広場デッキ上の建屋及び通路屋根に係る建築、建築設備の基本設計業務を行うものである。
本業務は、提出資料等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
また、本業務は、契約手続にかかる書類の授受を、電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。
⑷　履行期間　履行期間は、次のとおり予定している。
令和５年11月中旬から令和６年６月28日まで
⑸　本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容を評価テーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型プロポーザル方式の適用業務である。
2　参加資格
基本的要件
⑴　単体企業
①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
②　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和５・６年度建築関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）
③　関東地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑤　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑥　建築士法（昭和25年５月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
⑵　設計共同体　⑴単体企業に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和５年７月21日付け関東地方整備局長）に示すところにより、関東地方整備局長からＲ５国道15号品川駅西口基盤整備建築基本設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けているものであること。